

第1回 中間市立小中学校通学区域審議会 会議概要書

- 1 日 時 令和7年10月2日（木）9時00分
- 2 場 所 中間市役所別館3階 特別会議室
- 3 出席者 中村委員、有村委員、長谷川委員、下田委員、阿部委員、小田委員、高橋委員、角委員、浦野委員、津田委員、高島委員、仰木委員、合谷委員、三根委員、小林委員 (計15名)
- 4 事務局 清水教育部長、船元学校教育課長、靄指導室長、掛橋課長補佐、濱田課長補佐兼学務係長、山口教育総務課長、近野課長補佐、原田計画係長、原 (計9名)
- 5 傍聴者 8名
- 6 議事次第
(次 第)
 - 1 開会
 - 2 教育長挨拶
 - 3 委嘱状交付
 - 4 中間市立小中学校通学区域審議会条例の説明
(議 題)
 - 1 会長、副会長の選出
 - 2 諮問
 - 3 会議録の公開について
 - 4 新中学校施設再編の取組み経緯及び進捗について
 - 5 諮問に関する説明
 - 6 スケジュール説明
 - 7 事務連絡

7 会議概要

○中間市立小中学校通学区域条例の説明

- ・ 中間市立小中学校通学区域条例第 2 条で任務が定められており、教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事項を調査し、審議し、その結果を答申するものです。
- ・ 第 4 条では任期が定められており、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、答申を行う日までです。
- ・ 第 5 条では会長及び副会長について定められています。審議会に各 1 人を置き、委員の互選によって選任し、会長は会務を総理し審議会を代表する、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときに職務を代理するとされています。
- ・ 第 6 条では会議の運営が定められており、会長が議長となり、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。また、議事は出席委員の過半数で決し、同数の時は議長の決するところによるとされています。
- ・ 附則により規定されております委員報酬については、中間市特別職職員の給与に関する条例において定められており 4,200 円となります。

○会長、副会長の選出

- ・ 中間市立小中学校通学区域条例第 5 条の規定により会長及び副会長を各 1 人、委員の互選によって選任。

会 長：有村 勇作 委員

副会長：津田 良一 委員

○会議録の公開について

- ・ 審議会等の会議は、その透明性及び公平性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の推進に寄与することを目的として原則公開とされており、会議の傍聴が認められています。
- ・ 個人のプライバシーに関する情報など、公開することが適当で無いものは「中間市情報公開条例第 6 条の規定により公開しないことができる」とされています。
- ・ この審議会に関しましては、公開しないことができる内容に該当しないため、公開し、傍聴が認められるものとして取り扱います。
- ・ 会議録の公開方法は大きく分けて 2 つの方法があります。
 - ① 会話形式で作成する議事録で、議論の全てを書面で公開する。
 - ② 議論の主な内容を掲載する会議概要書。
- ・ ①の議事録には、誰がどのような発言をしたか等がはっきりと記載され、読み手が審議の流れを把握しやすいメリットがありますが、文書量が多くなり、読みにくいというデメリットがあります。
- ・ ②の会議概要書は、議論の流れ等ははっきりと記載されませんが、要約することによ

り読みやすくなることと、委員の発言が活発になりやすいメリットがあります。

- ・これらの公開方法に、どちらが良い悪いはなく、会議の内容に合わせて決定するものとされています。
- ・委員からは、①の会話形式で議事録を作成した場合、個人の意見により議事録が長くなり、読むのも大変となる、また、委員は審議会に出席しているため、②の概要書でも会議の内容は理解できるといった意見がありました。
- ・以上を踏まえ、委員で審議した結果、本審議会は②の会議概要書を作成し、公開することとします。

○新中学校施設再編の取組み経緯及び進捗について説明

(以下1～3は、配布資料「学校再編の取組み経緯及び進捗状況について」参照)

1 学校再編の取組み経緯について

- ・平成31年3月の中間市学校施設長寿命化計画策定から現在まで、主な取組みを資料に記載しています。住民説明会や、パブリックコメント等を経て、令和7年1月10日に定例教育委員会会議において、学校施設整備方針を決定しました。
- ・小学校に先行して現在の中学校4校を2校に再編する。
- ・新中学校施設の配置は中間中学校及び中間東中学校敷地を活用する。
- ・新小学校の再編は、中学校の後に取組むこととしており、配置に関しましては令和7年5月開催の総合教育会議において、中間中学校、中間西小学校、中間北小学校敷地を活用する市の方針について、市長と教育委員が意見を交わしています。
- ・小学校の配置は、現在は検討中で、まだ決定には至っていません。

2 中間市新中学校施設整備実施計画策定業務の進捗について

- ・実施計画策定の目的と開校までの道筋を資料に記載しています。
- ・現在、実施計画の策定を進めており、学校再編に伴う生徒数の推計に応じたそれぞれの学校規模、必要諸室の構成、事業手法、スケジュール等を検討します。
- ・主要課題の、1 アクセス道の整備、2 敷地内段差の解消、3 法面整備・樹木の伐採、4 給食施設の整備、5 施設整備計画、6 事業工程スケジュールを検討しています。
- ・実施計画策定に関するスケジュールは、本年度中にパブリックコメントを経て、実施計画を策定予定です。
- ・この実施計画策定のためには、教室等がどのくらい必要なのか、その基準となる生徒数の推計が必要であり、生徒数を推計するためには通学区域を決定することが必要になります。
- ・この審議会で皆様方にご検討いただきます通学区域は、整備する学校の規模を決める重要な土台となるものです。

3 今後の取組みについて

(1) 中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会

- ・4つの論点を整理し、検討をいただいているところです。
 - ①新築か長寿命化改修のこと
 - ②敷地内段差や法面整備のこと
 - ③アクセス道のこと
 - ④プール施設のこと

(2) 通学区域審議会

- ・主な審議内容は、以下の3点です。
 - ①現行通学区域の状況把握と課題整理
 - ②保護者や地域住民からの意見や要望の共有
 - ③小中学校の適正規模、適正配置との整合性確認

(3) 新中学校開校準備協議会

- ・新中学校2校の同時開校に向け、教育環境の整備や校名、校歌、教育課程、通学方法など、開校までに決定しなければならない様々なことについて検討します。
- ・それぞれの会議開催スケジュールは、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会と通学区域審議会は本年度末まで、開校準備協議会は開校までの予定です。

○諮問に関する説明

- ・諮問事項は、中間中学校及び中間東中学校敷地を活用した新中学校の通学区域について、下記3項目を踏まえた審議会のご意見を求めるものです。
 - (1) 新中学校に通学する負担軽減
 - (2) 将来にわたる新中学校の規模見込みに基づく生徒の学習環境の構築及び維持
 - (3) 学校、保護者、地域の実情等

(以下は、配布資料「現中学校区」「現小学校区」「自治会の位置図」参照)

- 「現中学校区」左上の黄色枠内には本年の生徒数と将来見込み、文部科学省基準による学校規模区分について記載しています。
 - ・生徒数は本年5月1日現在で921人。
 - ・将来的には更なる減少が見込まれています。
 - ・学校規模については、特別支援学級を含めた学級数が11以下で小規模校、12～18が適正規模校、19～30が大規模校、31以上が過大規模校とされています。
 - ・現在の4つの中学校のうち、中間中と中間北中が小規模校、1学年1学級の学年もあります。
 - ・宮林自治会が飛び地で中間北中校区となっています。
 - ・中間東中と中間南中は適正規模校。どちらも13学級であり、適正規模校の範囲の下限に近い状況です。
 - ・今後の生徒数減少により、現4中学校のままでは、近い将来に全校が小規模校とな

る見込みです。

- ・このため、中学校を再編し、多くの友達や教職員と関わり、達成感や成就感を味わいながら楽しく学ぶことができるような、最適な教育環境を整備し、充実した環境の中で更なる教育の質の向上を図ることができる学校を目指すものです。

■「現小学校区」左上に児童数と将来見込み、文部科学省基準による学校規模区分についてお示ししています。

- ・児童数は本年 5 月 1 日現在で 1,708 人
- ・将来的には更なる減少が見込まれています。
- ・学校規模区分については中学校と全くの一緒です。
- ・底井野小学校が小規模校。
- ・中間小と中間北小が適正規模校（下限値に近い）。
- ・中間東小、中間南小、中間西小が適正規模校。
- ・宮林自治会が飛び地で中間北小校区となっています。
- ・中学校と同様に、今後の児童数減少によって小規模校が増加することが見込まれることから、最適な教育環境を整備するため、中学校再編の後に小学校を再編することを計画しており、中間中学校、中間北小学校、中間西小学校敷地を活用する市の方針が示されています。

■自治会の位置図については、合計で 61 の自治会で構成されており、現在の校区も自治会単位で決まっています。

- ・地域の皆様には朝の見守り活動などご協力をいただいています。
- ・今回、決定する校区は新中学校区だけです。
- ・小学校区は、小学校再編の際に改めて通学区域審議会を開催して決定する予定です。
- ・委員の皆様には、再編後の新小学校区を視野に入れた、新中学校区の検討をお願いいたします。
- ・通学区域は、子供たちに最適な学習環境を整備する一番重要な土台となるものです。
- ・諮問書にあるとおり、通学する負担の軽減、将来にわたる学習環境の構築及び維持、学校、保護者、地域の実情等を踏まえたご協議をお願いします。

【閉会時刻：9時50分】